

ヨーロッパ共同体特許法

佐藤義彦

はじめに

ヨーロッパ経済共同体を構成する九カ国を中心とした西ヨーロッパの一六カ国（人口約三億人）に共通な特許法——ヨーロッパ特許の付与に関する条約（ヨーロッパ特許条約）——が、一九七三年一〇月五日に最終的に確定した後、ミュンヘンにおいてヨーロッパ特許庁舎の新築工事が着々と進められており、一九七九年には完成する予定である。また、ヨーロッパ特許の付与手続に関する種々の実施細則なども、ヨーロッパ特許機構内に設置された作業グループによってその作成が急がれており、最初のヨーロッパ特許出願は、一九七七年の末には提出することができると見込まれている。他方、西ヨーロッパの法律学者たちは、将来のヨーロッパ特許法の解釈などに関し、専門雑誌上に多くの論稿を寄せて活発な論議を呼びつつある。

ところで、このヨーロッパ特許条約は、同条約に加盟している諸国については、単一の手続で特許——ヨーロッパ特許——を付与しようとすることを目的としているが、ここにいう「ヨーロッパ特許」とは、ヨーロッパ特許条約の全加盟国に共同な一つの統一的特許を意味しているわけではない。ヨーロッパ特許を出願するに際し、出願人は、ヨーロッパ特許条約加盟国中のどの国家において特許を求めるのかを指定することになっており、ヨーロッパ特許はその指定された国家内においてのみ効力を有するのである。のみならず、ヨーロッパ特許権の実体的な権利内容は、各指定国ごとに、それぞれの指定国における国内特許権の権利内容と同一である、とされている。たとえば、ギリシアとスイスを指定国としてヨーロッパ特許を取得した者は、ギリシアとスイスにおいて、その国の特許庁が付与した特許権（ギリシア特許権およびスイス特許権）と同一内容の権利を有

することになる。ヨーロッパ特許が「国内特許の束」であると評価されているのは、そのためである。⁽¹⁾

ヨーロッパ特許の右のような原則に対する重大な例外を定めたのが、「共同市場のためのヨーロッパ特許に関する条約（共同体特許条約）」であり、ヨーロッパ経済共同体を構成する九カ国によって締結されることが予定されている。この条約は、ヨーロッパ経済共同体を、ヨーロッパ特許に対する関係では、一国とみて、そのヨーロッパ特許権の権利内容を定めたものである。同条約中においては、経済共同体構成国を指定国として付与されたヨーロッパ特許は、経済共同体の各構成国の国内特許法によりその権利内容を定めるのではなく、共同体特許条約の定めるところによること、その効力は経済共同体の全領域に及ぶとともに全領域に対する関係においてのみ消滅すること、その譲渡も経済共同体の全領域についてのみこれを行なうことができること、などが規定されている。

共同体特許条約は、当初、一九七四年五月六日から同月三日にかけてルクセンブルグにおいて開催されるヨーロッパ共同体構成国会議で調印することが予定されており、その条約案も公表されていた。しかしながら、その開催直前に、イギリス政府から若干の規定に關し修正要求が出され、会議は延期されてしまった。また、イギリスの経済共同体残留問題もからみ、一

時は会議期日めどもつかなくなったが、イギリスの残留が確定したので、共同体特許条約の調印のための会議が一九七五年一月一七日から二月一五日までルクセンブルグにおいて開催されることになった。同条約の調印は二月一五日となる予定である。

本稿で訳出を試みたのは、一九七四年五月の会議での検討と調印の基礎として、ヨーロッパ共同体公報局からヨーロッパ共同体の七公用語で公刊されたものである。右に述べたように、若干の箇所については、イギリス政府の要請に基づき、修正が加えられたとのことであるが、基本的な変更はないと思われるので、参考のために掲載することにした。

(1) 詳細については、佐藤義彦著・ヨーロッパ特許条約の解説（第一条約）（発明協会刊・昭49）を参照されたい。

（一九七五・一一・三）

共同市場のためのヨーロッパ特許に
関する条約草案(仮訳)

目次

前文

第一章 一般規定および組織に関する規定

第一節 一般規定

第一条 共通の特許法

第二条 共同体特許

第三条 共同の指定

第四条 特別部局の設置

第五条 ヨーロッパ共同体裁判所の管轄

第六条 国内特許法

第二節 ヨーロッパ特許庁特別部局

第七条 特別部局

第八条 特許管理部

第九条 無効部

第一〇条 無効院

第一一条 無効院構成員の任命

一二条 無効院構成員の独立性

一三条 除外および忌避

一四条 言語

第三節 管理会議小委員会

一五条 構成

一六条 議長

一七条 事務局

第一八条 総会

一九条 管理会議小委員会の言語

二〇条 管理会議小委員会の個別的権能

二一条 投票権

二二条 投票

二三条 累積投票

第四節 財政規定

二四条 財政上の義務と収益

二五条 予算に関する管理会議小委員会の権限

二六条 手数料規則

第二章 特許実体法

第一節 共同体特許を取得する権利

二七条 共同体特許を取得する権利の主張

二八条 共同体特許を取得する権利の執行

第二節 共同体特許の効力

二九条 発明の直接的実施の禁止

三〇条 発明の間接的実施の禁止

三一条 共同体特許の効力の制限

三二条 共同体特許権の消尽

三三条 国内の先願権

三四条 先使用権および個人的占有権

三五条 当条約締結国の特定の公用語への

クレームの翻訳

三六条 出願公開後のヨーロッパ特許出願から

生じる権利

三七条 共同体特許の無効の効果

第三八条 共同体特許侵害の場合における国内法の補充的適用

第三節 財産の対象としての共同体特許

第三九条 共同体特許の国内特許としての取扱い

第四〇条 権利移転

第四一条 強制執行手続

第四二条 破産手続または破産類似の手続

第四三条 契約による実施許諾

第四四条 実施許諾用意

第四五条 財産の対象としてのヨーロッパ特許出願

第四節 共同体特許に対する強制実施権

第四六条 強制実施権

第四七条 不実施または不十分な実施を理由とする強制実施権

第四八条 利用特許のための強制実施権

第四九条 維持および消滅、制限および無効

第三章 共同体特許の維持、消滅、制限および無効

第一節 維持および消滅

第四九条 年次手数料

第五〇条 放棄

第五一条 消滅

第二節 制限手続

第五二条 制限の申立て

第五三条 審理

第五四条 申立ての棄却または共同体特許の制限

第五五条 制限手続における新しい特許明細書

第三節 無効手続

第五六条 無効宣告の申立て

第五七条 無効原因

第五八条 審理

第五九条 共同体特許の無効宣告または維持宣告

第六〇条 無効手続における新しい特許明細書

第六一条 費用

第四章 抗告手続

第六二条 抗告

第六三条 法律抗告

第五章 共通規定

第六四条 手続および代理の一般規定

第六五条 発明者名の表示

第六六条 共同体特許記録簿

第六七条 共同体特許公報

第六八条 公衆および官庁に対する情報の提供

第六章 共同体特許に関する訴えの管轄と手続

第六九条 共同体特許に関する訴えについての国内裁判所の管轄

第七〇条 手続法

第七一条 国内裁判所の職務

第七二条 手続の中止

第七三条 承認および執行

第七四条 国内の官庁

第七五条 特許侵害の可罰性

第七六条 ヨーロッパ共同体裁判所による中間裁判

第七章 国内法への影響

第七七条 重複保護の禁止

第七八条 国内特許権の消尽

第七九条 国内特許への強制実施権

第八〇条 国内の実用新案および実用特許

第八章 経過規定および終結規定

第八一条 執行条約の適用

第八二条 その他の経過規定

第八三条 施行規則および議定書

第八四条 ヨーロッパ経済共同体創設条約の規定
の優先

第八五条 批准

第八六条 加盟

第八七条 第三国の関与

第八八条 適用地域

第八九条 発効

第九〇条 当条約の存続期間

第九一条 改正

第九二条 当条約締結国間の争訟

第九三条 当条約の原本

第九四条 通告

前文

当条約の締結諸国は、

その主権領域につき一九七三年一〇月〇〇日のヨーロッパ特許付与手続に関する条約に則り付与されたヨーロッパ特許に、

統一的でかつ自足的な効力を付与し、

特に、国内保護権の領域的限界から生ずるヨーロッパ経済共同体内部における競争上の歪みを除去することによって、ヨーロッパ経済共同体を創設する条約の目的の実現に寄与するような共通の特許体系を創設し、

右目的のために、ヨーロッパ特許付与手続に関する条約第一四二条の意味における特別協定、一九七〇年六月一九日の特許協力条約第四五条第一項の意味における地域特許条約および一八八三年三月二〇日にパリで署名され最終的には一九六七年七月一四日に改正された工業所有権の保護に関する条約第一九条の意味における特別の取極となる条約を締結することを望み、
以下の条約を締結する。

第一章 一般規定および組織に関する規定

第一節 一般規定

第一条 共通の特許法

(1) この条約は、当条約締結諸国間に共通な発明特許の法体系を創設するものである。

(2) ヨーロッパ特許の付与に関する条約—以下ではヨーロッパ特許条約という—に則りこの条約の締結国について付与され

たヨーロッパ特許および右締結国を指定国とするヨーロッパ特許出願については、この共通法の規定するところによる。

第二条 共同体特許

(1) 当条約締結諸国について付与されたヨーロッパ特許は、共同体特許という。

(2) 共同体特許は単一性を有する。この単一性は、共同体特許がこの条約の適用される全主権領域で同一の効力を有し、かつ、右の全主権領域に対する関係でのみ譲渡しまたは消滅することが可能であるという方法によって、実現される。

(3) 共同体特許は自足性を有する。この自足性は、共同体特許がこの条約の諸規定ならびにヨーロッパ特許条約の諸規定中すべてのヨーロッパ特許に強行的に適用され、それゆえ、そのかぎりにおいて当条約の規定とみなされるもののみ服する、という方法で保証される。

第三条 共同の指定

ヨーロッパ特許条約第七七条に則ってなされる当条約締結国の指定は、共同してのみこれを行なうことができる。当条約締結国の一国もしくは数国のみの指定は全締結国の指定とみなす。

第四条 特別部局の設置

ヨーロッパ特許庁内に、当条約締結諸国間に共同な特別部局を設置し、当条約中に規定されている手続の実施にあたる。特

別部局の活動は、ヨーロッパ特許機構管理会議小委員会によって、監視される。

第五条 ヨーロッパ共同体裁判所の管轄

当条約中に定めのあるときは、ヨーロッパ共同体裁判所が管轄を有する。ヨーロッパ経済共同体裁判所規約に関する議定書が適用されるべきものとする。

第六条 国内特許法

この条約は、国内特許法を維持することのできる当条約締結諸国の権利に、影響を及ぼすものではない。

第二節 ヨーロッパ特許庁特別部局

第七条 特別部局

第四条の意味における特別部局は次のとおりとする。

- (ア) 特許管理部（単数）
- (イ) 無効部（単数または複数）
- (ウ) 無効院（単数または複数）

第八条 特許管理部

(1) 特許管理部は、共同体特許に関するヨーロッパ特許庁の事務のうち、ヨーロッパ特許庁の他の部局の管轄に属さないすべてのものにつき、管轄を有する。

(2) 特許管理部の決定は、法律に素養のある一名の部員でこ

れを行なう。

- (3) 特許管理部の部員は、抗告院、大抗告院または無効院に属することは許されない。

第九条 無効部

- (1) 無効部は、共同体特許の制限、共同体特許の無効宣告および実施許諾用意宣言の場合における適当な報酬の確定の申立てについての審理について管轄を有する。

- (2) 各無効部は、部長として法律に素養のある一名の部員と技術に素養のある二名の部員で構成する。ただし、終局決定を発するまでの審理は、当該無効部に属する一名の部員に委任することができる。口頭審理は当該無効部において行なう。

第一〇条 無効院

- (1) 無効院は、無効部および特許管理部のした決定に対する抗告の審理について管轄を有する。

- (2) 無効部のした決定に対する抗告の場合には、無効院は部長となる一名を含む法律に素養のある二名の者と技術に素養のある三名の者で構成する。

- (3) 特許管理部のした決定に対する抗告の場合には、無効院は法律に素養のある三名の者で構成する。

第一一条 無効院構成員の任命

- (1) 管理会議小委員会以下の者を任命する。

- (ア) 無効院部長 無効院構成員の提案に基づきヨーロッパ特許庁長官の意見を審尋した後、または、ヨーロッパ特許庁長官の提案に基づき、任命する

- (イ) その他の無効院構成員 ヨーロッパ特許庁長官の提案に基づき任命する

- (2) 管理会議小委員会は、ヨーロッパ特許庁長官の意見を審尋した後、無効院の構成員を再任することができる。

- (3) 管理会議小委員会は、第四項の場合のほか、第一項中に掲げられている職員に対し、懲戒権を行使する。

- (4) 職務の実行についての要件を満たさなくなりまたは重大な過誤を犯した無効院構成員は、ヨーロッパ特許庁長官の申立てに基づき、ヨーロッパ共同体裁判所だけが無効院構成員としての職務を解くことができる。管理会議小委員会または、管理会議が管轄を有するときは管理会議は、右の構成員に対し、その他の懲戒権を行使することができる。

第二二条 無効院構成員の独立性

- (1) 無効院の構成員は、五年の任期でこれを任命し、かつ、この期間内は、第一一条第四項の場合のほかは、その職務を解くことはできない。

- (2) 無効院の構成員は、受理課、審査部、異議部、特許管理部または無効部に属することは許されない。

(3) 無効院の構成員は、その決定に際し、いかなる指示にも拘束されることなく、当条約の規定にのみ服する。

(4) 施行規則の定めるところに従い、管理会議小委員会の許可を得て、無効院の手続規則を定める。

第十三条 除外および忌避

(1) 無効部および無効院の構成員は、事案に個人的な利害を有しているとき、かつてその事案につき当事者の一方の代理人として行為したとき、または当該事案につき付与手続もしくは異議手続の終局決定に関与したときは、その事案の審理に関与することができない。無効院の構成員は、また、前審の終局決定に関与したときは、その抗告手続に関与することができない。

(2) 無効部または無効院の構成員は、第一項中に掲げられている理由またはその他の理由のため手続に関与することができないと考えるときは、その旨を部または院に通知する。

(3) 第一項中に掲げられている理由があるとき、または不公正な決定をするおそれがあるときは、各当事者は無効部または無効院の構成員を忌避することができる。忌避は、部もしくは院の構成員の国籍を理由としてまたは申立人と同一の国籍を有する者が部もしくは院の構成員中に存しないことを理由として、これを行うことはできない。

(4) 第二項および第三項の場合には、当該無効部または無効

院が、当該構成員の関与なしに、決定を行なう。

第四条 言語

(1) ヨーロッパ特許条約第一条を、当条約中に規定されている手続および刊行物に、次のごとく準用する。

(ア) 第一項および第三項ないし第五項を、特別部局における手続に準用する

(イ) 第七項を、制限手続もしくは無効手続において新たに刊行された共同体特許明細書に準用する

(ウ) 第八項を、共同体特許公報に準用する

(エ) 第九項を、共同体特許記録簿への登録に準用する

(2) ヨーロッパ特許条約第一条中における「当条約締結国」という語は、当条約の締結国と理解すべきものとする。

(3) 当条約のいかなる締結国も、ヨーロッパ特許条約第六八条第三項中に定められている権能を行使しないものとする。

第三節 管理会議小委員会

第十五条 構成

(1) 管理会議小委員会は、当条約締結国の代表およびヨーロッパ共同体委員会の代表ならびにそれらの代理とからなる。当条約の各締結国およびヨーロッパ共同体委員会は、一名の代表と一名の代理を、管理会議小委員会のために任命する権利を有

する。当条約締結国は、管理会議および管理会議小委員会において、同一の者により代表されるべきものとする。

(2) 管理会議小委員会会員は、管理会議小委員会規則の定めるところにより、顧問または専門家の補佐を受けることができる。

第一六条 議長

(1) 管理会議小委員会は、当条約締結国の代表およびその代理のうちから、一名の議長と一名の副議長を選任する。副議長は、議長に事故あるときは、当然、議長に代わる。

(2) 議長および副議長の任期は三年とする。再選を妨げない。

第一七条 事務局

(1) 管理会議小委員会はその会員中五名の者からなる事務局を設置することができる。

(2) 管理会議小委員会の議長および副議長は、当然、事務局員となる、その他の三名の事務局員は、管理会議小委員会がこれを選任する。

(3) 管理会議小委員会が選任した事務局員の任期は三年とする。この事務局員の再選は許されない。

(4) 事務局は、管理会議小委員会が管理会議小委員会規則の定める範囲内で委託した任務を履行する。

第一八条 総会

(1) 管理会議小委員会議長は総会を招集する。

(2) ヨーロッパ特許庁長官は審議に参加する。

(3) 管理会議小委員会は、毎年一回、通常総会を開催する、議長の発議または当条約締結国の三分の一の申立てがあるときは、総会を開催する。

(4) 管理会議小委員会の審議は、議事日程に基づき、管理会議小委員会規則に従って行なう。

(5) 仮の議事日程には、管理会議小委員会規則に従って当条約の各締結国がその上程を要請したすべての議題を含むものとする。

第一九条 管理会議小委員会の言語

(1) 管理会議小委員会の審議に使用する言語は、ドイツ語、英語およびフランス語とする。

(2) 管理会議小委員会に提出する文書および管理会議小委員会の審議についての議事録は、第一項中に掲げられている三言語で作成する。

第二〇条 管理会議小委員会の個別的権能

(1) 管理会議小委員会は、以下の諸規定を改正する権限を有する。

(ア) 当条約中に定められている期限のうちヨーロッパ特許庁に対して遵守すべきもの

(イ) 施行規則

(2) 管理会議小委員会は、当条約と一致することを条件として、以下の諸規定を制定し改正する権限を有する。

(ア) 財政規定

(イ) 手数料規則

(ウ) 管理会議小委員会規則

第二一条 投票権

(1) 当条約締結国だけが、管理会議小委員会において投票権を有する。

(2) 当条約の各締結国は、第二三条の適用がある場合を除き、各一票を有する。

第二二条 投票

(1) 管理会議小委員会における決定には、第二項の場合を除き、出席しかつ投票した当条約締結国の単純多数を必要とする。

(2) 第二〇条により管理会議小委員会の権限とされている事項の決定については、出席しかつ投票した当条約締結国の四分の三の多数を必要とする。

(3) 白票は投票とみなさない。

第二三条 累積投票

手数料規則の制定および改正ならびに当条約締結諸国の財政上の負担が増大することになる場合における第二五条(ア)による

ヨーロッパ共同体特許法

決定については、ヨーロッパ特許条約第三四条第一項および第二項による投票を行なう。この場合において、「当条約締結国」という語は、当条約の締結国と理解すべきものとする。

第四節 財政規定

第二四条 財政上の義務と収益

(1) ヨーロッパ特許条約第一四六条に基づき当条約の締結国が支払うべき額は、ヨーロッパ特許条約第三八条第三項中に掲げられている割当率に応じて当条約の各締結国につき定められる財政負担によって、支弁する。

(2) 手数料規則に基づき納付された手数料からヨーロッパ特許条約第三七条および第一四七条によりヨーロッパ特許機構に支払われた額を控除した収益ならびにこの条約の実施にあたってヨーロッパ特許機構が得たその他のすべての収益は、第一項により当条約の締結諸国に分配する。

(3) 当条約の発効と同時に、いかなる条件の下でかついかなる日から第一項および第二項中に定められている財政に関する定めを、ヨーロッパ共同体の発展と共同財政の選択とを顧慮して定められる規則によって置き代えることができるかについての必要な検討作業を開始する。右の規則は、当条約の締結国がヨーロッパ特許条約に基づき支払うことを要する額ならびにヨ

ヨーロッパ特許条約に基づき当条約の締結国に支払われる額を包含することができる。右の作業の終結に際して、本条および場合によって第二三条の規定は、委員会の提案に基づき、ヨーロッパ共同体議会の全員一致の決定により、変更することができる。

第二五条 予算に関する管理会議小委員会の権限

以下の事項は、管理会議小委員会の権限とする。

(ア) 当条約の実施と関連した収支について毎年予算を確定し、場合により、ヨーロッパ特許庁長官から提案された予算の補正または追加を承認することならびにその執行を監視すること

(イ) 当条約の実施と関連する支出の場合には、ヨーロッパ特許条約第四五条第二項中に規定されている同意を与えること

(ウ) 当条約の実施に関連するヨーロッパ特許機構の経理を、ヨーロッパ特許条約第四七条第一項により任命された会計監査委員による監査の後、毎年、承認すること

第二六条 手数料規則

手数料規則は、とくに手数料の額および手数料徴収の方法について定める。

第二章 特許実体法

第一節 共同体特許を取得する権利

第二七条 共同体特許を取得する権利の主張

(1) 共同体特許がヨーロッパ特許条約第五八条第一項の意味における権利者でない者に付与されたときは、同条により権利を有する者は、その他の請求権のほか、共同体特許の移転を請求することができる。

(2) 共同体特許を取得する権利の一部だけを有している者は、共同体特許についての共有関係の承認を、第一項により請求することができる。

(3) 第一項および第二項による権利は、ヨーロッパ特許付与の公告後二年の除斥期間内に訴えによってのみ主張することができる。ただし、特許所持人が、特許付与の際またはその後における特許取得の際、共同体特許を取得する権利を有していないことを知っていたときは、このかぎりでない。

第二八条 共同体特許を取得する権利の執行

(1) 第七三条に則り当条約の締結諸国において承認されるべき裁判によって、特許所持人以外の者が共同体特許の全部または一部の権利者である旨の言渡しを受けたときは、その者は、

右裁判の確定後一年以内に、当該特許につき単独もしくは共同の特許権者である旨の共同体特許記録簿への登録を請求することができる。

(2) 第一項により共同体特許の所持人が完全に交替したときは、共同体特許記録簿への権利者の登録とともに、実施権およびその他の権利は消滅する。従来特許権者として登録されていた者またはその者から実施許諾を受けていた者が、特許付与の際またはその権利取得の際従来特許権者として登録を受けていた者が特許を取得する権利を有しないことを知らないで、当条約の締結国内においてその発明を実施しているときまたは実施に必要な準備をしているときは、その者は、適当な報酬と引き換えに、実施権の付与を、新たに登録を受けた特許権者に請求することができる。

第二節 共同体特許の効力

第二九条 発明の直接的実施の禁止

共同体特許は、すべての第三者に対し、特許権者の同意なしに以下の行為をすることを禁止する効力を有する。

- (ア) 発明の対象である産物を製造し、提供し、拡布しもしくは使用しまたは右目的のために輸入しもしくは占有すること

ヨーロッパ共同体特許法

(イ) 発明の対象である方法もしくはその利用を提供しもしくは拡布しまたはその方法を使用すること

(ウ) 発明の対象である方法によって直接製造された産物を提供し、拡布しもしくは使用しまたは右目的のために輸入しもしくは占有すること、ただし、その産物が、ヨーロッパ特許条約第五条により、保護を排除されている植物または動物に関するときは、このかぎりでない

第三〇条 発明の間接的実施の禁止

(1) 共同体特許は、さらに、次の場合には、すべての第三者に対し、特許発明を実施する手段のうちその発明の本質的構成要素に関するものを、特許権者の同意なしに、当該発明を実施する権利を有する者以外の者に提供しまたは引き渡すことを禁止する効力を有する。

(ア) その手段がもっぱら当該発明の実施のために使用されるに適するものであるとき

(イ) その第三者が、その手段が当該発明の実施のために使用されるに適するものであり、かつ、当該発明の実施のために使用されるものであることを知っているときまたは過失により知らなかったとき

(2) 第三一条(ア)ないし(ウ)中に掲げられている行為を行なう者は、第一項の意味において、発明を実施する権限を有する者と

みなさない。

第三条 共同体特許の効力の制限

共同体特許の効力は、以下の行為には及ばない。

- (ア) 私的領域において私的目的のためになされる行為
- (イ) 特許発明の対象に関して実験目的のためになされる行為

(ウ) 薬局において医師の処方に基づき個別的になされる薬剤の直接的な調査、ならびに、右方法により調査された薬剤に関する行為

(エ) 工業所有権の保護に関するパリ条約同盟国のうち当条約の締結国でない国家の船舶が、一時的にまたは偶発的に、当条約締結国の領海に入った場合において、当該船舶の船体、機械、船具、装置およびその他の従物につき特許発明の対象を、もっぱら、その船舶の必要のために使用すること

(オ) 工業所有権の保護に関するパリ条約同盟国のうち当条約の締結国でない国家の航空機または車両が、一時的にまたは偶発的に、当条約締結国の主権領域に入った場合において、特許発明の対象を当該航空機もしくは車両またはそれらの従物の製作に際して使用しまたは運行のために使用すること

(カ) 一九四四年一月七日の国際民間航空条約第二七条中に規定されている行為、ただし、その行為が同条の適用される国家でかつ当条約の締結国でない国家の航空機に関する場合にかぎる

第三条 共同体特許権の消尽

(1) 特許権者が、特許保護を受けている産物を、当条約締結国の一国において拡布したときは、共同体特許権は、爾後その産物に関し当条約の締結国の主権領域内で行なわれる行為には及ばない。

(2) 第一項の規定は、契約による実施権者または第四四条による実施権者が、共同体特許権を侵害することなしに拡布した産物についても、これを適用する。

第三条 国内の先願権

(1) 当条約の一締結国において、国内特許または国内特許出願が、共同体特許の優先日にまたは優先日後に、出願公開され、かつ、その国内特許または国内特許出願が共同体特許より前の優先日を有する場合において、その共同体特許が国内特許であるとすれば当該締結国において無効の宣告を受けるべきときまたは効力を有しないときは、その共同体特許は、当該締結国では、その効力を有しない。

(2) 共同体特許が第一項によりある締結国において効力を有

しないことの確認は、その共同体特許が国内特許であるとすれば実施されていた手続に関する規定に基づき、当該国家においてこれを行なう。

(3) 共同体特許の侵害手続において、被告が、共同体特許の効力は、第一項により、当条約締結国における国内特許の付与に依存していることを疎明したときは、関係裁判所は、共同体特許が国内特許出願と同一の対象に関するものであり、かつ、侵害が当該締結国の主権領域内において行なわれたものである場合にかぎり、申立てに基づき、手続を延期する。

第四条 先使用权および個人的占有権

当条約締結国の一国においてある発明に対して国内特許が付与されておればその発明につき先使用权または個人的占有権を有すべきであった者は、その発明を対象とする共同体特許に対しても、当該国家において、右と同一の権利を有する。

第五条 当条約締結国の特定の公用語へのクレームの翻訳

- (1) 出願人は、ヨーロッパ特許付与の基礎となったクレームのドイツ語、英語またはフランス語を公用語としない当条約締結国の公用語の一つへの翻訳を、ヨーロッパ特許庁に提出しなければならぬ。翻訳の提出期間は、ヨーロッパ特許条約第九六条第二項(イ)中に掲げられている期間の開始後、三月とする。
- (2) 異議部が、当条約締結国につきヨーロッパ特許を変更さ

ヨーロッパ共同体特許法

れた範囲において維持したときは、第一項を準用する、ただし、翻訳の提出期間は、ヨーロッパ特許条約第一〇一条第三項(イ)中に掲げられている期間と同時に、開始する。

(3) 無効部が共同体特許を制限しまたは変更された範囲において維持したときは、第一項を準用する、ただし、翻訳の提出期間は、第五四条第二項(イ)または場合により第五九条第三項(イ)中に掲げられている期間と同時に、開始する。

(4) クレームの翻訳は、ヨーロッパ特許庁がこれを公開する。

(5) 出願人または特許権者は、第一項ないし第三項中に掲げられている期間内に、翻訳されたクレームの公開手数料を納付しなければならない。

(6) 第一項ないし第三項中に規定されている翻訳が必要な期間内に提出されなるときまたは翻訳されたクレームの公開手数料が必要な期間内に納付されなるときは、共同体特許の効力は当初から発生しなかつたものとみなす。

第六条 出願公開後のヨーロッパ特許出願から生じる権利

- (1) 当条約締結諸国の主権領域内で行なわれる行為に関しては、当条約締結国を指定しているヨーロッパ特許出願は、その発明を当条約締結国内で実施している者に対し事情に応じた相当な補償を請求することのできる権利を、出願公開の日から、出願人に与える。ヨーロッパ特許条約第六七条第二項ならびに

当条約第二九条ないし第三三条および第三八条を準用する。

(2) 国際出願がヨーロッパ特許条約第一五〇条第三項によりヨーロッパ特許出願とみなされる場合においてその国際出願がヨーロッパ特許庁の公用語でない言語によって国際公開されたときは、第一項中に掲げられている日は、国際出願のヨーロッパ特許庁公用語の一つへの翻訳がヨーロッパ特許庁によって公開された日とする。

(3) 当条約の各締結国は、自国を指定国とするヨーロッパ特許出願のうち手続語が自国の公用語の一つでないものは、自国の主権領域内において行なわれる行為については、第一項中に掲げられている権利を、出願人の選択に従い、次のいずれかの日以後にかぎって出願人に与える旨、定めることができる。

(ア) クレームの当該国家の公用語の一つへの翻訳が当該国家の管轄を有する官庁に提出されかつその翻訳されたクレームが公開された日

(イ) 右翻訳が当該国家においてその発明を実施している者に伝達された日

第三七条 共同体特許の無効の効果

(1) 当条約の締結国を指定国とするヨーロッパ特許出願およびその出願に基づき付与された共同体特許について本節中ににおいて規定されている効果は、特許無効が宣告された範囲におい

ては、当初から発生しなかったものとみなす。

(2) 特許所持人の故意または過失ある行為に基因する損害の賠償請求権に関する各国内法の規定ならびに不当利得に関する各国内法の規定を除き、共同体特許の無効の遡及効は、以下のものには及ばない。

(ア) 無効宣告前に確定しかつ執行された侵害手続における裁判

(イ) 無効宣告前に締結された契約のうち無効宣告前に履行されたもの

第三八条 共同体特許侵害の場合における

国内法の補充的適用

(1) 共同体特許の効力は専らこの条約によって定まる。なお、共同体特許の侵害は、当該締結国の国際私法の規定により他の締結国の国内法を適用すべきものとされるときは、当該事案の係属している裁判所が存在する国家において国内特許侵害に適用される国内法の規定による。

(2) 適用される手続法は第七〇条によって定める。

第三節 財産の対象としての共同体特許

第三九条 共同体特許の国内特許としての取扱い

(1) 当条約中に別段の定めのないかぎり、財産の対象として

の共同体特許は一体として、かつそれが効力を有する全主権領域について、共同体特許記録簿上明らかな次の場所が所在する締結国の国内特許として取り扱われる。

(ア) 特許権者の住所または本店

(イ) (ア)の要件が満たされるときは、特許権者の営業所

(ウ) (ア)および(イ)の要件が満たされるときは、第六四条または第八二条によって任命される代理人の営業所

(2) 第一項(ア)、(イ)または(ウ)の要件が満たされるときは、第一項により基準とされるべき締結国はドイツ連邦共和国とする。

(3) 複数の者が共同体特許記録簿において共有特許権者として登録されているときは、第一項および第二項は、筆頭に記載されている共有特許権者についてのみ、適用する。

(4) 第一項ないし第三項中に掲げられている国家の国内法によれば、国内特許権の法的有効性がその国内特許記録簿への登録にかかっているときは、共同体特許権は、共同体特許記録簿へ登録されたときにかぎり、法的な効力を有する。

第四〇条 権利移転

(1) 法律行為による共同体特許の移転は書面によりこれをなすことを要し、かつ、契約両当事者の署名を必要とする。

(2) 第二八条第二項の場合を除き、権利移転は権利移転の時点で第三者が取得した権利に影響を与えるものではない。

(3) 権利移転は、施行規則中に定められている添付書類から明らかとなる範囲においてのみ、かつ、共同体特許記録簿に登録された時から対抗力を有する。ただし、未登録の権利移転は、移転後権利を取得した第三者でその権利の取得時に権利移転を知っていた者に対しては、対抗力を有する。

第四一条 強制執行手続

共同体特許に対する強制執行手続については、第三九条によって定まる当条約締結国内の裁判所および官庁が専ら管轄を有する。

第四二条 破産手続または破産類似の手続

(1) この領域につき当条約の締結諸国のため別段の規定が効力を有するに至るまでは、共同体特許は、破産手続または破産類似の手続が最初に開始した当条約締結国においてのみ、その手続の対象となる。

(2) 第一項の規定は、共同体特許の共有の場合には、共有権者の持分についてこれを準用する。

第四三条 契約による実施許諾

(1) 共同体特許は、共同体特許が効力を有する領域の全部または一部について、実施許諾の対象とすることができる。

(2) 第四〇条第二項および第三項は、共同体特許に対する実施権の付与または移転に、これを準用する。

第四四条 実施許諾用意

(1) 共同体特許記録簿中において特許権者として登録されている者が、適当な報酬と引き換えにだれに対しても発明の実施を許諾する用意がある旨、ヨーロッパ特許庁に対して書面で宣言したときは、その宣言後当該共同体特許につき履行期の到来する年次手数料を減額する、減額すべき金額および期間については手数料規則中において定める。実施許諾用意の宣言は、その宣言がなされた後第二八条第一項により共同体特許記録簿中に登録を受けた特許権者だけが、これを撤回することができる。

(2) 実施許諾用意の宣言は、共同体特許記録簿中に排他的実施権が登録されるときまたは排他的実施権の登録の申立てがヨーロッパ特許庁になされているときは、これをすることができない。

(3) 実施許諾用意の宣言に基づき、だれでもが実施権者として、施行規則の定めるところにより、発明を実施する権利を有する。第四三条第一項を適用する。

(4) 定められた報酬が明らかに不相当となる事情が発生したときまたは右事情が公けとなったときは、当事者の一方の書面による申立てに基づき、無効部が適当な報酬を定めまたはこれを変更する。この手続については、無効手続の特殊性のため適用を相当としないものを除き、無効手続に関する諸規定を準用

する。管理費用が納付された時に、申立てがなされたものとみなす。

(5) 実施許諾用意の宣言がなされた後は、共同体特許記録簿への排他的実施権の登録の申立てをすることは許されない。

第四五条 財産の対象としてのヨーロッパ特許出願

(1) 第三九条ないし第四三条を、当条約締結国を指定国とするヨーロッパ特許出願に準用する。右条文の適用に際しては、共同体特許記録簿に代えて、ヨーロッパ特許条約中に定められているヨーロッパ特許記録簿をあてる。

(2) 第一項中に掲げられているヨーロッパ特許出願につき第三者が取得した権利は、その出願に基づき付与された共同体特許についてもなおその効力を有する。

第四節 共同体特許に対する強制実施権

第四六条 強制実施権

(1) 国内特許につき強制実施許諾を規定している当条約締結国の法は、共同体特許にこれを適用する。ここに強制実施許諾とは、官庁のための実施許諾および公共の利益のための特許発明の実実施許諾をも含むものとする。強制実施許諾の効果は当該締結国の領域に限定する。

(2) 当条約の締結国は、強制実施許諾に対する報酬につき少

なくとも最終審で法律上の手段が開放されている旨、定めなければならぬ。

第四七条 不実施または不十分な実施を理由とする強制実施権

不実施または不十分な実施を理由とする共同体特許への強制実施権は、当条約の一締結国において製造された特許保護にかかる産物が、右強制実施権の付与の申し立てられている他の締結国の領域において当該国家領域における需要に十分な程度に拡布されているときは、これを付与することができない。ただし、公共の利益のため当該国家が発議して付与する強制実施権については、このかぎりでない。

第四八条 利用特許のための強制実施権

後願の利用特許のため先願の特許について強制実施権を付与する旨を定めた当条約締結国の法は、共同体特許と国内特許との関係ならびに共同体特許相互間の関係に、これを適用する。

第三章 共同体特許の維持、消滅、制限 および無効

第一節 維持および消滅

第四九条 年次手数料

(1) 共同体特許に対しては、施行規則の定めるところにより、

ヨーロッパ共同体特許法

年次手数料をヨーロッパ特許庁に納付すべきものとする。年次手数料は、ヨーロッパ特許条約第八四条第四項中において示されている年次に接続する年次について、これを支払わなければならない、ただし、出願日から起算して二年以内についてはこのかぎりでない。

(2) 年次手数料が支払期日までに納付されなかったときでも、割増手数料が同時に納付されたときは、年次手数料は、なおその支払期日後六月以内は、有効にこれを納付することができる。

第五〇条 放棄

(1) 共同体特許は、その全範囲についてのみ、これを放棄することができる。

(2) 放棄は、共同体特許記録簿中において登録されている特許権者から書面により、ヨーロッパ特許庁に対して宣言することによって、これを行なう。放棄は、共同体特許記録簿に登録された時に、効力を生じる。

(3) 共同体特許記録簿中に共同体特許に対する排他的実施権または物的権利が登録されているときは、その実施権者または物的権利者の同意があるときにかぎり、放棄の登録を行なう。共同体特許記録簿中にその他の実施権が登録されているときは、特許権者が実施権者に前以って放棄の意思を通知していた旨疎

明したときにかぎり、放棄の登録を行なう。

第五条 消滅

- (1) 共同体特許は、以下の場合に、消滅する。
 - (ア) ヨーロッパ特許条約第六一条による存続期間の満了
 - (イ) 第五〇条に則り特許権者が放棄したとき
 - (ウ) 年次手数料および場合によっては割増手数料が、必要な期間内に、納付されないとき
- (2) 共同体特許は、第五四条第四項中に規定されている日時に、維持されなかった範囲において、消滅する。
- (3) 年次手数料および場合によっては割増手数料が必要な期間内に納付されなかったことによる共同体特許の消滅は、当該手数料の納付されるべき年度に先行する年度の経過とともに、生じたものとみなす。
- (4) 第一項(ウ)の場合における共同体特許の消滅については、特許管理部または、無効部もしくはは無効院に手続が係属しているときは、その無効部もしくはは無効院が決定を行なう。

第二節 制限手続

第五二条 制限の申立て

- (1) 共同体特許は、特許権者の申立てに基づき、クレーム、発明の説明または図面を変更することによって、これを制限す

ることができる。申立ては、書面により、ヨーロッパ特許庁に提出すべきものとする。制限申立ては、制限手数料が納付された時になされたものとみなす。

- (2) 異議を申し立てることのできる期間内または異議手続もしくはは無効手続の係属中は、申立てをすることができない。
- (3) 制限手続中に共同体特許の無効宣告の申立てがなされたときは、無効部は、無効宣告申立てに対する決定が確定するまで、制限手続を中断する。

第五三条 審理

- (1) 無効部は、変更を受けた共同体特許を維持することが第五七条第一項(ア)ないし(エ)中に掲げられている無効原因と相容れるか否かについて、審理する。
- (2) 申立てを審理するに際しては、無効部は、施行規則の定めるところに従ってこれを行ない、必要があるときはいつでも、特許権者に対し、無効部の定める一定期間内にその照会について意見を述べるよう催告する。
- (3) 特許権者が必要な期間内に第二項による催告に応じないときは、申立ては取り下げられたものとみなす。

第五四条 申立ての棄却または共同体特許の制限

- (1) 無効部は、第五三条中に定められている審理の結果、変更を認容することができないと考えるときは、その申立てを棄

却する。

(2) 無効部は、変更を認容することができる場合において、以下の要件が満たされているときは、共同体特許を制限する決定を行なう。

(7) 無効部が特許を制限しようとしている文言に特許権者が同意していることが、施行規則の定めるところにより、確定していること

(1) 新しい特許明細書のための印刷手数料が、施行規則中に定められている期間内に納付されていること

(3) 新しい特許明細書のための印刷手数料が必要な期間内に納付されないときは、申立てを棄却する。

(4) 共同体特許を制限する決定は、共同体特許公報中でその旨が記載された日から効力を生じる。

第五五条 制限手続における新しい特許明細書

共同体特許が第五四条第二項により制限を受けたときは、ヨーロッパ特許庁は、制限の決定がなされた旨の公表と同時に、変更された発明の説明、クレーム、および図面があるときはその図面を含む新しい共同体特許明細書を刊行する。

第三節 無効手続

第五六条 無効宣告の申立て

ヨーロッパ共同体特許法

(1) だれでも、ヨーロッパ特許庁に対し、共同体特許の無効宣告の申立てをすることができる、ただし、第五七条第一項(4)の場合には、第二八条により共同体特許記録簿中に共同体特許権者または共有特許権者の登録を請求することのできる者だけが、申立てをすることができる。

(2) 第五七条第一項(7)ないし(8)の場合には、異議を申し立てることのできる期間内または異議手続の係属中は、申立てをすることができない。

(3) 申立ては、理由を付して書面でなされるべきものとする。申立ては、無効手数料が納付された時になされたものとみなす。

(4) 申立ては、共同体特許が消滅したときでも、これを行うことができる。

(5) 申立人は、特許権者とともに無効手続の当事者となる。

(6) 申立人が当条約締結国の一国の領域内にその本店または住所を有しない場合において特許権者からの要求があるときは、申立人は手続費用について担保を給付しなければならない。無効部は、公正な裁量により、担保の額および担保を給付すべき期間を確定する。担保が必要な期間内に給付されないときは、申立ては取り下げられたものとみなす。

第五七条 無効原因

(1) 無効宣告の申立ては、以下の理由があるときに限り、こ

れをすることができる。

(ア) 共同体特許の対象がヨーロッパ特許条約第五〇条ないし第五五条による特許能力を有しないとき

(イ) 専門家が実施可能な程度に明確かつ完全に発明が開示されていないとき

(ウ) 共同体特許の対象がヨーロッパ特許出願時における内容より広いとき、または、共同体特許がヨーロッパ分割出願もしくはヨーロッパ特許条約第五九条により新たになされたヨーロッパ特許出願に基づくときは、当初の出願時における内容より広いとき

(エ) 共同体特許の保護範囲が、ヨーロッパ特許条約第一二二条第三項の規定に反して、拡大されたとき

(オ) 共同体特許権者がヨーロッパ特許条約第五八条第一項により権利を有しないとき

(2) 無効原因が共同体特許の一部のみに関するときは、当該特許を無効原因に応じて制限することによって、無効の宣告を行なう。右制限はクレーム、発明の説明または図面の変更をすることによって、これを行なうことができる。

第五八条 審理

(1) 共同体特許の無効宣告の申立てが受理せられるものであるときは、無効部は、共同体特許の維持が第五七条中に定めら

れている無効原因と対立するか否かについて審理する。

(2) 施行規則の定めるところに従ってなされる無効宣告申立ての審理において、無効部は、無効部のした決定についてまたは相手方が提出した文書について、無効部の定める期間内に意見を述べるよう、必要な都度、当事者に催告する。

第五九条 共同体特許の無効宣告または維持宣告

(1) 無効部は、第五七条中に掲げられている無効原因が共同体特許の維持と相容れないと考えるときは、その共同体特許について無効の宣告をする。

(2) 無効部は、第五七条中に掲げられている無効原因が共同体特許を変更することなく維持することと相容れないものではないと考えるときは、申立てを棄却する。

(3) 無効部は、特許権者により無効手続中においてなされた変更を考慮すれば、共同体特許およびその対象をなす発明は当条約の諸要件を満たしていると考える場合において、以下の要件が満たされているときは、共同体特許は変更された範囲において維持される旨決定する。

(ア) 無効部が特許を維持しようとしている文言に特許権者が同意していることが、施行規則の定めるところにより、確定していること

(イ) 新しい特許明細書のための印刷手数料が、施行規則中

に定められている期間内に納付されていること

- (4) 新しい特許明細書のための印刷手数料が必要な期間内に納付されないときは、無効の宣告を受ける。

第六〇条 無効手続における新しい特許明細書

共同体特許が第五九条第三項により変更を受けたときは、ヨーロッパ特許庁は、無効宣告の申立てについて決定がなされた旨の公表と同時に、変更された発明の説明、クレーム、および図面があるときはその図面を含む新しい共同体特許明細書を刊行する。

第六一条 費用

- (1) 無効部は、施行規則に則り、両当事者間における費用の分担について定めなければならない。申立てがあるときは、無効宣告の申立てが取り下げられまたは共同体特許が消滅したときにも、費用の分担について決定をしなければならない。
- (2) 無効部事務室は、申立てがあるときは、分担に関する決定に従って償還されるべき費用の額を確定する。事務室がした費用額の確定に対しては、施行規則中に定められている期間内に、無効部による決定を求める申立てをすることができる。
- (3) ヨーロッパ特許条約第一〇三条第三項を準用する。

第四章 抗告手続

第六二条 抗告

- (1) 無効部および特許管理部のした決定は、抗告によって取り消すことができる。抗告は停止的効力を有する。
- (2) ヨーロッパ特許条約第一〇五条ないし第一一〇条を、抗告手続に準用する。
- (3) 無効部のした決定に対する抗告手続の費用については第六一条を準用する、費用額の確定は無効部事務室が行なう。

第六三条 法律抗告

- (1) 抗告に対してなされた無効院の決定は、ヨーロッパ共同体裁判所への法律抗告によって取り消すことができる。法律抗告は停止的効力を有する。
- (2) 法律抗告は、重要な方式規定の違背を理由とするとき、ならびに、当条約および当条約の実施に際して適用されるべき法規のうち国内法の規定に関しないものの違背を理由とするときにかぎり、これを行うことができる。
- (3) 法律抗告は、無効院における手続の当事者のうち無効院の決定に不服である者が、これを行うことができる。
- (4) 法律抗告は、無効院の決定の送達後二カ月以内に、ヨーロッパ共同体裁判所に対し書面によってなされるべきものとす

る、理由を付さなければならない。

(5) 法律抗告は、共同体特許が消滅したときでも、これをすることができず。

(6) ヨーロッパ共同体裁判所における法律抗告手続においては、当条約の手数料規則による手数料を徴収する。

(7) ヨーロッパ共同体裁判所における法律抗告手続は、同裁判所手続規定中において定めるところによる。

第五章 共通規定

第六四条 手続および代理の一般規定

ヨーロッパ特許条約第七章第一節および第三節の規定は、第一二〇条、第一二三条、第一二四条第二項および第三項を除き、以下の留保を付して、特別部局における手続に準用する。

(ア) 第一一三条第一項は、無効部および無効院についてのみ適用する

(イ) 第一一五条第二項および第三項は、特許管理部についてのみ適用し、第一一五条第四項は、無効部および無効院についてのみ適用する

(ウ) 第一二一条は、特別部局における手続のすべての当事者に適用する

(エ) 第一二二条第三項は、制限手続および無効手続に適用

する

(オ) 「締結国」という語は、当条約の締結国と理解すべきものとする

第六五条 発明者名の表示

当条約の締結国が指定されているヨーロッパ特許出願には、発明者名が表示されていなければならない。

第六六条 共同体特許記録簿

ヨーロッパ特許庁に共同体特許記録簿という名称の特許記録簿を備え、同記録簿中に当条約中においてその登録をすることが定められているすべての事項を記載する。だれでも共同体特許記録簿を閲覧することができる。

第六七条 共同体特許公報

ヨーロッパ特許庁は、共同体特許公報を定期的に刊行し、共同体特許記録簿への登録事項を複製するほか、当条約中においてその公開をすることが定められているその他の事項を掲載する。

第六八条 公衆および官庁に対する情報の提供

ヨーロッパ特許条約第一二八条第四項および第一三〇条ないし第一三二条の規定は、「締結国」という語は当条約の締結国と理解すべきものとして、これを準用する。

第六章 共同体特許に関する訴えの 管轄と手続

第六九条 共同体特許に関する訴えについての

国内裁判所の管轄

(1) 共同体特許に関する訴えは、第三項の場合を除き、民事および商事事件の裁判管轄および判決の執行に関する条約以下では執行条約という一に則り管轄を有する当条約締結国の裁判所に提起されるべきものとする。

(2) 執行条約第一六条に次の条項を挿入する。

「六、共同市場のためのヨーロッパ特許に関する条約による共同体特許に対する強制実施権、公用実施権または公共の利益のためにする特許発明実施の権利を目的とする訴えについては、当該実施権または当該権利につき適用される国内法を有する締結国の裁判所

(3) 被告が当条約締結国の一国の領域内にその本店または住所を有しないときは、次の裁判所が管轄を有する。

(ア) 共同体特許の侵害を理由とする訴えについては、当該

特許侵害のなされた地を有する当条約締結国の裁判所

(イ) 共同体特許に関するその他の訴えについては、他のどの締結国も裁判管轄を有しないときにかぎり、ドイツ連

ヨーロッパ共同体特許法

邦共和国の裁判所

(4) 第一項、第二項または第三項により裁判管轄を有する当条約締結国の国内においては、訴えは、当該国家において付与された国内特許に関する訴えにつき土地管轄および事物管轄を有する裁判所へ、提起されるべきものとする。

(5) 第一項ないし第四項は、当条約締結国を指定国とするヨーロッパ特許出願に関する訴えに、これを準用する、ただし、その訴えにおいてヨーロッパ特許付与請求権が主張されているときは、このかぎりでない。

第七〇条 手続法

第六九条中に掲げられている訴えについては、当条約中に別段の定めのないかぎり、国内特許に関する訴えに適用される国内手続規定が適用されるべきものとする。

第七一条 国内裁判所の職務

第三三条の場合を除き、共同体特許に関する訴えの係属している国内裁判所は、当該共同体特許を有効なものとして取り扱わなければならない。

第七二条 手続の中止

(1) 当条約締結国を指定国とするヨーロッパ特許出願に関する訴えが発明の特許能力にかかるものであるときは、ヨーロッパ特許庁がヨーロッパ特許を付与しまたはその出願を却下した

後でなければ、判決をすることができない。

(2) 異議が申し立てられているときまたは共同体特許の制限もしくは無効宣告の申立てがなされている場合において裁判所の判決が当該特許の法的効力の有無にかかっているときは、国内裁判所は、当事者の一方の申立てに基づき、かつ、相手方の意見を聞いた後、共同体特許に関する手続を中止することができ、当事者の一方の申立てがあるときは、国内裁判所は、中止申立てに関する決定をするにつき、異議、制限もしくは無効手続の書類を取り寄せなければならない。

第七三条 承認および執行

(1) 共同体特許に関する訴えについて当条約締結国の裁判所がした裁判は、執行条約によって承認され執行されるべきものとする。

(2) 第一項の規定にかかわらず、共同体特許を取得する権利に関する判決については、執行条約第二七条第三号および第四号は適用しない。右の場合において相互に抵触する判決がなされたときは、最初に事件が係属した裁判所の判決が承認されるべきものとする。他の判決からは、当該判決の言渡しがなされた国家内においても、いかなる権利を主張することもできない。

(3) 第一項の規定は、ヨーロッパ特許付与請求権に関するもののほか、当条約の締結国を指定国とするヨーロッパ特許出願

に関する判決に、これを適用する。

第七四条 国内の官庁

共同体特許を取得する権利または共同体特許についての強制実施権に関する訴えについては、当条約および執行条約中における「裁判所」という語は、当条約締結国において付与された国内特許に関する同一の訴えにつき当該国内法により管轄を有している官庁をも含むものとする。当条約の締結国は、ヨーロッパ特許庁に対し、第一文に則り管轄を有する官庁を通知し、ヨーロッパ特許庁は、他の締結国に、これを通告する。

第七五条 特許侵害の可罰性

特許侵害に関する国内の刑事法規は、侵害行為が国内特許に対するものであれば可罰性を有していたときはそのかぎりにおいて、共同体特許の侵害にこれを適用する。

第七六条 ヨーロッパ共同体裁判所による中間裁判

(1) ヨーロッパ共同体裁判所は、国内裁判所に係属している共同体特許に関する手続において、以下の点につき、中間裁判の方法で決定を行なう。

(ア) 当条約の解釈

(イ) 当条約の施行のために発せられた規定のうち国内法の

規定に関しないものの有効性および解釈

(2) 第一項の問題が国内裁判所に提起され、かつ、当該裁判

所がその判決をなすにつき右問題についての決定を必要とする
と考えるときは、当該裁判所は、ヨーロッパ共同体裁判所に、
右問題についての決定を要請することができる。

(3) 第一項の問題が国内裁判所において係属中で、かつ、当
該裁判所の決定は国内法による法的手段によっては取り消すこ
とができなくなる場合には、当該裁判所は、ヨーロッパ共同体
裁判所に付託する義務を負う。

第七章 国内法への影響

第七七条 重複保護の禁止

(1) 当条約締結国の一国において付与された国内特許の対象
をなす発明につき、単一でかつ同一の発明者またはその権利承
継人に対し、同一の優先権を伴う共同体特許が付与されてい
たときは、その国内特許は、共同体特許が保護する範囲におい
て、次の時点で消滅する。

(ア) 共同体特許に対する異議申立期間が、異議申立てのな
いまま、徒過したとき

(イ) 共同体特許が維持されたまま異議手続が終結したとき

(ウ) (ア)または(イ)中において掲げられている時点以後に国内
特許が付与されたとき

(2) 共同体特許が爾後に消滅しまたは無効宣告を受けたとき

ヨーロッパ共同体特許法

も、前項の規定に影響を与えるものではない。

(3) 当条約の各締結国は、国内特許が効力を有しなくなった
ことの確認をいかなる手続で行なうかについて、定めることが
できる。各締結国は、その国内特許が当初から効力を有しな
かった旨定めることもできる。

(4) 当条約の締結国が別段の定めをしないときは、第一項に
規定する時点前は、共同体特許またはヨーロッパ特許出願と
国内特許または国内特許出願とにより、重複保護が与えられる。

第七八条 国内特許権の消尽

(1) 当条約締結国の国内特許権は、特許権者がその特許によ
って保護されている産物を当条約締結国のいずれか一国内にお
いて拡布した後は、当該産物につき右国内特許権が付与された
国家の主権領域内においてなされる行為には及ばない。

(2) 第一項の規定は、同一発明につき他の締結国において付
与された国内特許を有する者で第一項中に掲げられている特許
権者と経済的な結合関係にあるものが拡布した産物についても、
これを適用する。特許の利用に関し一方が他方に対して直接的
もしくは間接的に決定的な影響力を行使することのできるとき、
または、第三者が、二者に対し右同様の影響力を行使すること
のできるときは、この二者は、本項において、経済的な結合関
係にあるものとみなす。

(3) 第一項および第二項の規定は、契約による実施権者または実施許諾用意の宣言に基づいて許諾を受けた実施権者が当該特許を侵害することなく拡布した産物についても、これを適用する。

第七九条 国内特許への強制実施権

第四七条の規定は、国内特許の不実施または不十分な実施を理由として付与される強制実施権に、これを適用する。

第八〇条 国内の実用新案および実用特許

(1) 第三三条、第七七条および第七八条の規定は、当条約締結国中実用新案または実用特許を法律上認めている諸国家において、実用新案権もしくは実用特許権ならびにそれらの出願について、これを準用する。

(2) 当条約締結国の法により先願の実用新案または実用特許が存するときは後願の特許を実施することができないときは、右規定は、共同体特許についても、これを適用する。

第八章 経過規定および終結規定

第八一条 執行条約の適用

執行条約中当条約により適用されるべき規定は、執行条約が未発効である当条約締結国については、当該締結国につき執行条約が発効した時から、当該締結国にこれを適用する。

第八二条 その他の経過規定

ヨーロッパ特許条約第一五八条、第一五九条第二項、第一六〇条および第一六二条の規定は、以下の留保を付して、これを準用する。

(ア) 管理会議小委員会は、ヨーロッパ共同体議会議務総局

の招集に基づいて、その第一回総会を開催する

(イ) 「締結国」という語は、当条約の締結国と理解すべきものとする

第八三条 施行規則および議定書

(1) 施行規則ならびに共同体特許権および国内特許権の消尽に関する規定の適用を停止する議定書は、当条約と一体をなす。

(2) 当条約の規定と施行規則の規定との間に不一致があるときは、当条約の規定が優先する。

第八四条 ヨーロッパ経済共同体創設条約の規定の優先

当条約中のいかなる規定も、ヨーロッパ経済共同体創設条約の規定の適用を妨げることはできない。

第八五条 批准

当条約は署名国の批准を必要とする。批准書はヨーロッパ共同体議会議務局長に寄託する。

第八六条 加盟

(1) ヨーロッパ経済共同体の構成員となるすべての国家は、

当条約に加盟することができる。

(2) 当条約への加盟書はヨーロッパ共同体議会議務局長に寄託する。加盟は、加盟書の寄託後三カ月目の初日から効力を生じる、ただし、ヨーロッパ特許条約の批准または加盟が効力を生じる時より早くなされることはない。

(3) 当条約締結国は、ヨーロッパ経済共同体の構成員となるすべての国家は当条約に加盟する義務を負っていることを、確認する。

(4) 当条約締結国と加盟しようとする国家との間で、当該国家の加盟によって必要となる当条約適用上の詳細を定めるため、特別の協定を締結することができる。

第八七条 第三国の関与

ヨーロッパ共同体議会は、全会一致の決定に基づき、ヨーロッパ特許条約の締結国であつてヨーロッパ経済共同体と関税同盟または自由貿易ゾーンを形成している国家が、当該国家への当条約適用に関する条件と詳細とについて定めるため当条約の締結国との間に締結された特別の協定に基づき、当条約への関与を目的とする討議に参加するよう、当該国家に招請することができる。

第八八条 適用地域

(1) 当条約は、ベルギー王国、デンマーク王国、ドイツ連邦

ヨーロッパ共同体特許法

共和国、フランス共和国ヨーロッパ領域、フランス海外県およびフランス海外地域、アイルランド、イタリア共和国、ルクセンブルグ大公国、オランダ王国ならびに大英連合王国および北アイルランドに、適用される。

(2) 当条約の適用については、大英連合王国および北アイルランドという表示は、イングランドおよびウェルズ、スコットランドならびに北アイルランドと理解すべきものとする。

(3) オランダ王国は、その批准書中においてまたはその後いつでも、ヨーロッパ共同体議会議務局長に対する通告によって当条約はスリナムおよびオランダ領西インド諸島について適用される旨、宣言することができる。

(4) 当条約は、フェロエ郡島には、適用しない。デンマーク政府が、ヨーロッパ共同体への加盟に関する決定書第二五条、第二六条および第二七条によりまたは加盟に関する決定書付属第二議定書第三条により、宣言をしたときは、当条約の締結国は、相互の了解の下に、当条約に関するフェロエ郡島の地位について決定を行なう、ただし、デンマーク政府が第三文中に掲げられている通告をしたときは、このかぎりでない。加盟に関する決定書第二五条、第二六条および第二七条による宣言と関連して、デンマーク政府は、ヨーロッパ共同体議会議務局長への通告によって、当条約はフェロエ郡島に適用される旨、宣言

することができる。

(5) 連合王国は、その批准書中においてまたはその後いつでも、ヨーロッパ共同体議会議務局長に対する通告によって、当条約は同国が外交関係に責任を負っているヨーロッパ地域の一部または全地域について適用される旨、宣言することができる。

(6) 第三項、第四項または第五項中に掲げられている宣言が批准書中においてなされているときは、批准と同時に効力を生じる、宣言が批准書の寄託後通告によってなされたときは、その通告は、ヨーロッパ共同体議会議務局長にそれが到達した日から六カ月で、効力を生じる。

(7) 第三項および第五項中に掲げられている国家はいつでも、第三項または第五項による通告によって当条約の適用領域となつた主権領域の全部または一部について、当条約は以後適用されない旨宣言することができる。この宣言は、ヨーロッパ共同体議会議務局長に通告がなされた日から一年で、その効力を生じる。

(8) 当条約の適用に際しては、第一項、第三項、第四項または第五項中に掲げられている主権領域に境を接している大陸棚の部分は、大陸棚に関する一九五八年四月二九日のジュネーブ条約によって限定される沿岸国の主権領域の範囲内においては、その主権領域に属するものとみなす。

第八九条 発効

当条約は、批准書を最後に寄託する署名国が批准書を寄託した後三カ月で効力を生じる、ただし、ヨーロッパ特許条約が当条約の署名国につき効力を生じる前に当条約が効力を生じることはない。

第九〇条 当条約の存続期間

当条約の存続期間は無期限とする。

第九一条 改正

当条約締結国の過半数が当条約の改正を申し出るときは、ヨーロッパ共同体議会議長は改正会議を招集する。会議は、管理会議小委員会が準備する。

第九二条 当条約締結国間の争訟

(1) 当条約の解釈または適用につき当条約締結国間に争訟が生じ、話し合いによって解決がつかないときは、当事国の一カ国の求めに応じて、管理会議小委員会が関係諸国間の合意に達するよう努力する。

(2) 管理会議小委員会へ争訟が係属した日から六カ月以内に合意が得られないときは、各当事国はその争訟をヨーロッパ共同体裁判所へ持ち出すことができる。

(3) 当条約の一締結国が当条約から生じる義務に違反している旨ヨーロッパ共同体裁判所が確認するときは、その締結国は

右裁判所判決の要求する処置をとらなければならない。

第九三条 当条約の原本

当条約は、いずれも同等の効力を有するデンマーク語、ドイツ語、英語、フランス語、アイルランド語、イタリア語およびオランダ語の文言による一通の原本によってこれを作成し、ヨーロッパ共同体議会議務局文書課に寄託する、事務局長は、各署名国政府に、証明つき謄本を交付する。

第九四条 通告

ヨーロッパ共同体議会議務局長は、署名国に対し、以下の点について通告する。

- (ア) 批准書および加盟書の寄託
- (イ) 当条約の発効日
- (ウ) 第八八条に則ってなされた宣言および通告